

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	初期	中期	後期	収穫	調製	出荷
----	----	------	------	-----	----	----	----	----	----	----

記録の保存・管理

規範項目44

必須・重要・推奨

安

飼料製造に関する記録の作成・保存

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(以下「法」)に基づき、飼料の製造について、帳簿を作成し保存をしなければなりません。帳簿の作成・保存は問題発生時の対応にも必要です。しっかり整理しましょう。

取組事項

- ・ 製造等について、帳簿を作成し、その都度記載する。
- ・ 帳簿は8年間保存する。

飼料を製造する農業者等は、法第52条により、帳簿の備え付け及び保存が義務付けられています。

また、これら帳簿については、8年間保存することが必要です。

【記載する事項】

- ・ 飼料又は飼料添加物製造時に遅滞なく
 - (1) その名称、数量
 - (2) 製造年月日
 - (3) 製造に用いた原料又は材料の名称及び数量
 - (4) (3)が譲り受けたものであるときは、譲り受けの年月日及び相手方の氏名又は名称
- ・ 飼料又は飼料添加物譲り受け又は譲り渡し時にその都度
 - (5) その名称、数量
 - (6) 年月日
 - (7) 相手方の氏名又は名称
 - (8) 荷姿

なお、飼料用米については、用途限定米穀としての取扱いも必要ですので、規範項目41もご覧ください。

日頃から、品質管理を適切に行うとともに、法や関係省令の遵守に努め、有害な飼料が流通することを未然に防ぐことが重要です。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(抜粋)

(帳簿の備付け)

第52条 第3条第1項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者は、当該飼料又は飼料添加物を製造し、又は輸入したときは、遅滞なく、その名称、数量その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

2 前項に規定する飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者は、当該飼料又は飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡したときは、その都度その名称、数量、年月日、及び相手方

の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

3 前2項の帳簿は、2年以上で農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

(罰則)

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第52条第1項若しくは第2項の規定による記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第3項の規定による保存をしなかった者

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則(抜粋)

(製造業者等の帳簿の記載事項等)

第72条 法第52条第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 飼料又は飼料添加物の製造年月日又は輸入年月日

二 製造業者にあつては、次に掲げる事項

イ 飼料又は飼料添加物の製造に用いた原料又は材料の名称及び数量

ロ 飼料又は飼料添加物の製造に用いた原料又は材料が譲り受けたものであるときは、譲受けの年月日及び相手方の氏名又は名称

三 輸入業者にあつては、次に掲げる事項

イ 飼料又は飼料添加物の輸入先国名及び輸入の相手方の氏名又は名称

ロ 輸入した飼料又は飼料添加物の荷姿

ハ 輸入した飼料又は飼料添加物が製造されたものであるときは、当該飼料又は飼料添加物が製造された国名及び製造業者の氏名又は名称並びに原料又は材料の名称及び原産国名(農林水産大臣の指定する飼料又は飼料添加物に限る。)

2 法第52条第2項の農林水産省令で定める事項は、飼料又は飼料添加物の荷姿とする。

3 法第52条第3項の農林水産省令で定める期間は、8年間とする。

【根拠法令等】

○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和28年法律第35号)

○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則 (昭和51年農林省令第36号)